



文部科学省の公民館をめぐる動き

文部科学省総合教育政策局
社会教育振興総括官 根本 幸枝



0

<目次>

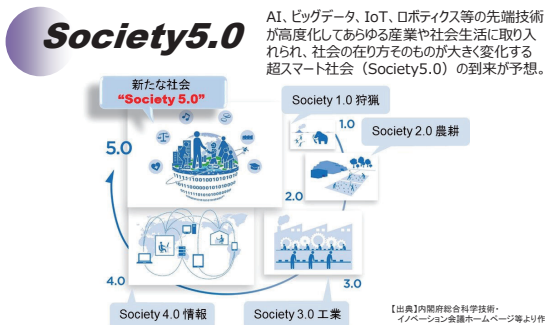
1. 社会の変化
2. 社会教育の方向性と新たな視点
～社会が変わる、学びも変わる～
3. ICTの活用、デジタルディバイドの解消
4. 社会的包摂の実現
～誰一人として取り残さない社会の実現～
5. 多様な主体の連携・協働
～地域と学校の協働体制～
6. 学びをコーディネートする人材の育成
～社会教育士制度～

(参考資料)

1. 社会の変化

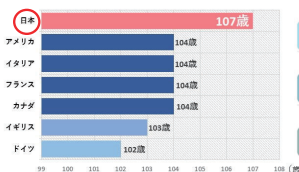
2. 社会教育の方向性と新たな視点
～社会が変わる、学びも変わる～
3. ICTの活用、デジタルディバイドの解消
4. 社会的包摂の実現
～誰一人として取り残さない社会の実現～
5. 多様な主体の連携・協働
～地域と学校の協働体制～
6. 学びをコーディネートする人材の育成
～社会教育士制度～

2040年頃の社会の姿



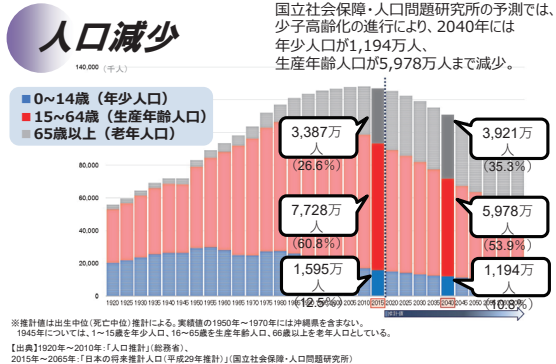
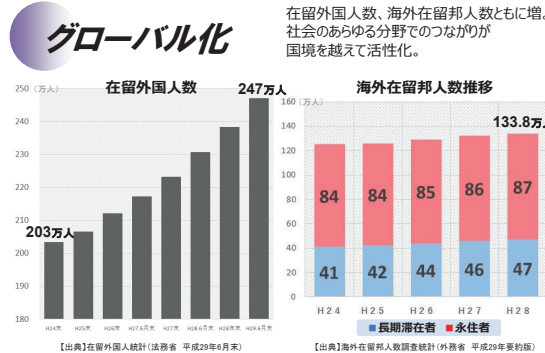
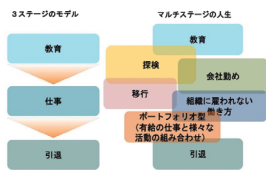
人生100年時代

2007年生まれた子どもの50%が到達すると期待される年齢

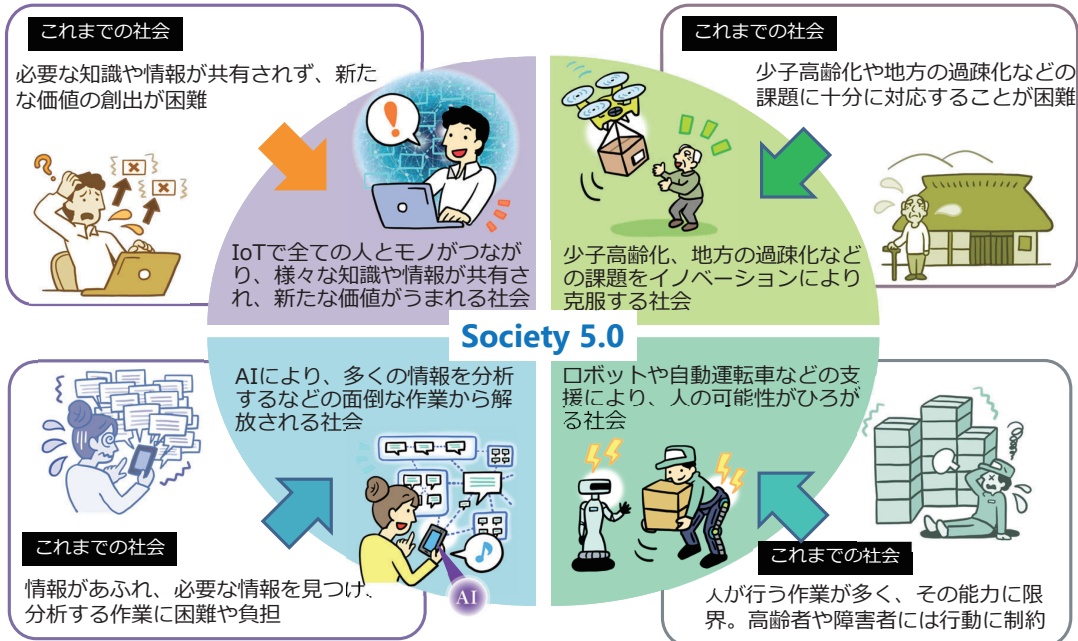


世界一の長寿社会を迎え、教育・雇用・退職後という伝統的な人生モデルからマルチステージのモデルへ変化。

3ステージではなくマルチステージの人生



① Society 5.0で実現する社会



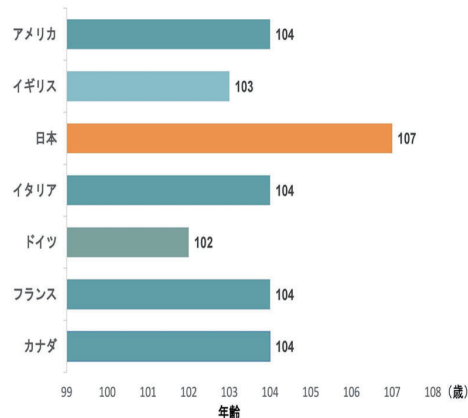
(内閣府作成)

4

② 「人生100年時代」の到来

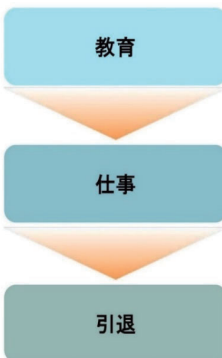
- 健康寿命が世界一の長寿社会を迎え、2007年に日本で生まれた子供は107歳まで生きる確率が50%あるとされている。
- 人生100年時代においては、教育、雇用、退職後という伝統的な3ステージの人生モデルから、マルチステージのモデルに変わっていく。

- **2007年生まれの子どもの50%が到達すると期待される年齢**

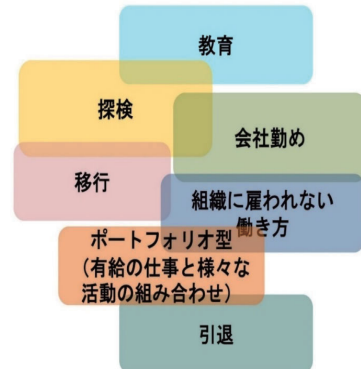


- **3ステージではなくマルチステージの人生**

3ステージのモデル



マルチステージの人生



【出典】平成29年9月11日 人生100年時代構想会議資料4-2 リンダ・グラットン議員提出資料(事務局による日本語訳)より

5

持続可能な開発目標 (SDGs)



2015年に採択。2030年を目標

- すべての人々に**包摂的かつ公平で質の高い教育**を提供し、**生涯学習**の機会を促進する

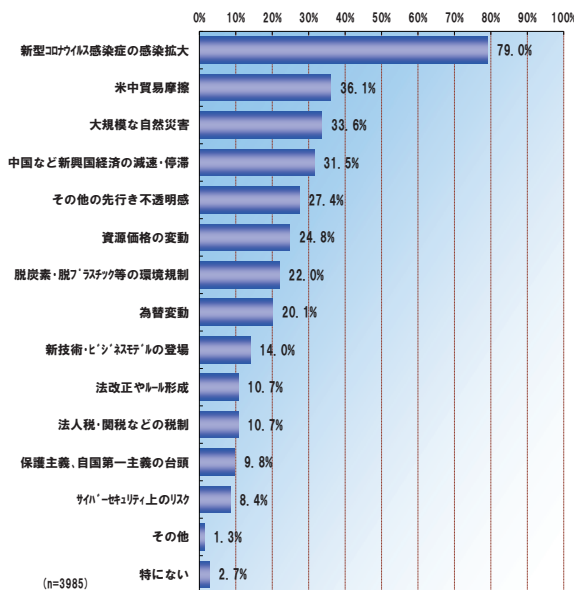
<ターゲット4.7>

2030年までに、**持続可能な開発のための教育**及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シティズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、すべての学習者が、**持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得**できるようにする。

6

新型コロナウイルス感染症の拡大による影響

事業に影響を及ぼす社会情勢変化



- ・一時又は一斉休業
- ・残業の抑制、停止
- ・生産調整
- ・派遣や非常勤社員の契約終了
- ・採用の抑制、中止
- ・倒産、経営困難 など

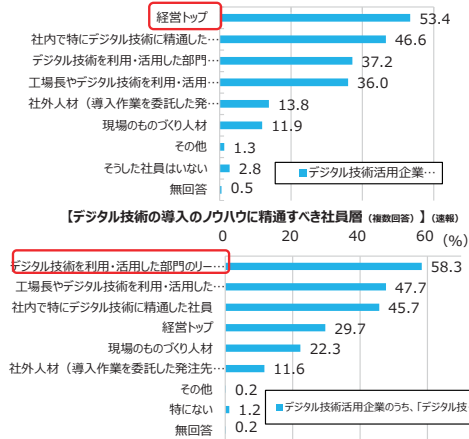
- ・テレワークの導入、推進
- ・出張の制限
- ・時差出勤、フレックスタイムの普及
- ・採用方法の見直し
- ・DX、人材育成方法の変化
- ・GIGAスクール、オンライン授業など

7

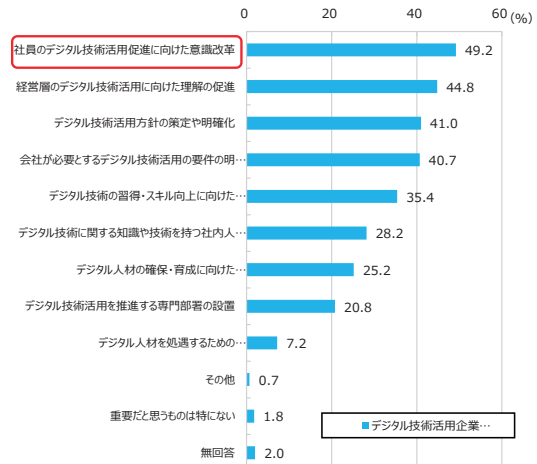
これからのものづくり産業におけるデジタル人材の確保と育成

- デジタル技術活用企業において、デジタル技術の導入・活用の先導的役割を果たしたのは、「経営トップ」が最多。デジタル技術の導入のノウハウに精通すべき社員層は、現場の業務内容を熟知した「デジタル技術を利用・活用した部門のリーダー社員」が最多
- デジタル技術の活用を進めるに当たり重要な取組について、デジタル技術活用企業では、「社員のデジタル技術活用促進に向けた意識改革」が最多

デジタル技術の活用を進めるに当たって先導的な役割を果たした社員
(複数回答)



デジタル技術の活用を進めるに当たり重要な取組 (複数回答)



資料：JILPT「ものづくり産業におけるDX (デジタルトランスフォーメーション) に対応した人材の確保・育成や働き方に関する調査」

8

1. 社会の変化

2. 社会教育の方向性と新たな視点

～社会が変わる、学びも変わる～

3. ICTの活用、デジタルディバイドの解消

4. 社会的包摂の実現

～誰一人として取り残さない社会の実現～

5. 多様な主体の連携・協働

～地域と学校の協働体制～

6. 学びをコーディネートする人材の育成

～社会教育士制度～

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

(平成30年12月21日中央教育審議会答申) 概要

第1部 今後の地域における社会教育の在り方

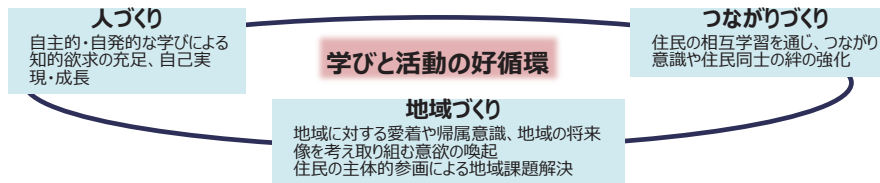
<地域における社会教育の目指すもの>

1. 地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組 等
⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱 等
⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割



2. 新たな社会教育の方向性～開かれ、つながる社会教育の実現～

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化 する人材の活躍

(社会教育士)

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

第2部 今後の社会教育施設の在り方

<今後の社会教育施設に求められる役割>

社会教育施設には、**地域の学習拠点としての役割に加え**、以下のような役割も期待。

- 公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- 図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- 博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

<今後の社会教育施設の所管の在り方>

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。

生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。

一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理 (令和2年9月)

多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～

1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

<社会的包摂の実現>

- ・ 様々な理由で困難を抱える人たちに対し、知識や技能を習得する機会を充実するなど、社会教育における学習機会の拡充が重要

<人生100年時代と生涯学習・社会教育>

- ・ マルチステージの人生においては、必要な時に必要な学びを通じ成長し、心身の健康を保持しながら活動できることが求められる。また、職場や職種の転換を経験する機会も増える可能性が高まるため、必要な資質・能力等を更新できる学びの場が重要。
- ・ 新しい技術を活用した学びの利点を最大限生かし、取組を更に充実・発展していくことが必要

<Society 5.0に向けたこれからの生涯学習・社会教育>

- ・ ICT機器を利用できる者とできない者の格差（デジタル・ディバイド）の解消

<地域活性化の推進>

- ・ 地域における豊かな学びを推進するためには、多様な主体が連携・協働し共に学び合うことが重要

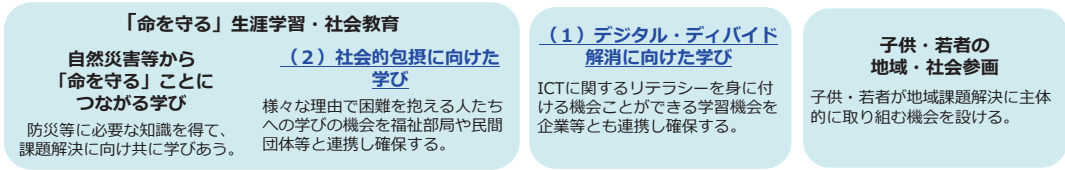
<子供・若者の地域・社会への主体的な参画と多世代交流の推進>

- ・ 子供・若者が地域の課題解決に主体的に関わることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、より良い社会を創っていく資質・能力を育む上で重要

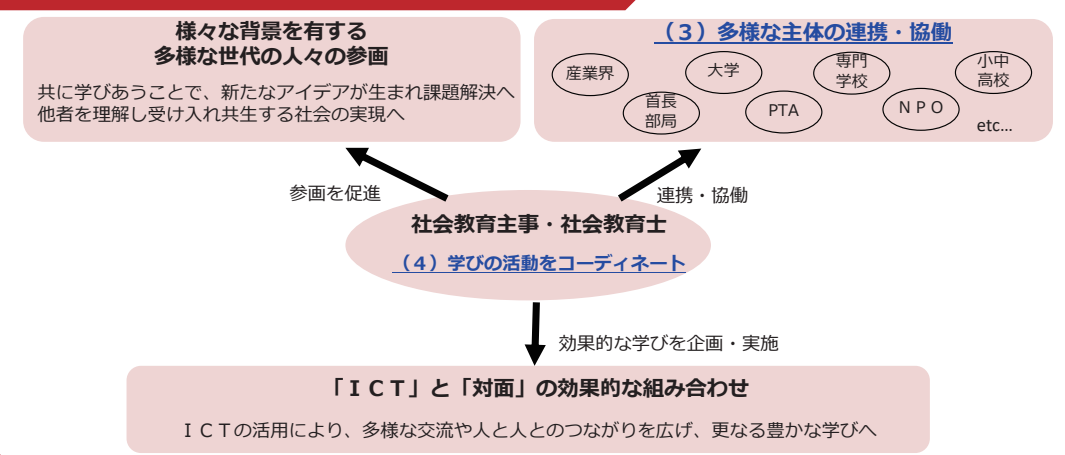
地域における学びの姿（イメージ）

地域課題・ニーズに応じた多様な学びの活動を実施

学びの活動の例



地域課題解決に向けた「豊かな学びの姿」を実現



公民館の変遷とこれからの役割（まとめ）

社会教育法（昭和24年 法律第 207 号）

（目的）

第 20 条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

公民館の設置運営（昭和21年 文部次官通牒、）

※公民館の機能

社会教育機関であるとともに、社会娯楽機関、町村自治振興の機関、産業振興の機関、新しい時代に処すべき青年の養成のための機関



- 国の奨励・補助により、公民館及び公民館職員の整備・配置が充実
- 地方分権、地方自治の推進の観点から、公民館関係予算の一般財源化 など



- 公民館数の減少傾向、主催事業の減少、利用者の固定化 など

公民館の変遷とこれからの役割（まとめ）

今後の公民館に求められる役割（平成30年中央教育審議会答申、令和2年生涯学習分科会議論の整理）

○公民館が培ってきた地域との関係を生かしながら、**地域の実態に応じた学習と活動を結びつけ、地域づくりにつなげる新しい地域の拠点施設**を目指す

○住民参加の下での議論の活性化や多様な主体とのネットワーク（コミュニティセンター、NPO、民間企業等）の構築

○地域コミュニティの活性化のための役割

- ・住民が主体的に地域課題を解決するために必要な学習の推進
- ・学習の成果を地域課題の解決のための実際活動につなげていく役割
- ・地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割
- ・地域の防災拠点
- ・「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた学校との連携を強化
- ・地域学校協働活動の拠点
- ・中山間地域における「小さな拠点」の中核施設
- ・「地域運営組織」の活動基盤としての役割
- ・外国人が地域に参画していくための学びの場
- ・障がい者の生涯学習の拠点
- ・デジタルディバイドや社会制度教育等への対応
- ・リカレント教育の推進機関 など

※若年層の参加・参画の促進

1. 社会の変化
2. 社会教育の方向性と新たな視点
～社会が変わる、学びも変わる～
- 3. ICTの活用、デジタルデバイドの解消**
4. 社会的包摂の実現
～誰一人として取り残さない社会の実現～
5. 多様な主体の連携・協働
～地域と学校の協働体制～
6. 学びをコーディネートする人材の育成
～社会教育士制度～

16

第10期中央教育審議会生涯学習分科会（議論の整理・抜粋）

1. 生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

③ Society 5.0に向けたこれからの生涯学習・社会教育

- ・ ICT機器を利用できる者とできない者の格差（デジタル・デバイド）の解消は、住民の安全や命を守ることにもつながる。

2. 新しい時代の生涯学習・社会教育の広がり と 充実に向けて

新しい時代の学びの在り方

- ・ いわゆる講義形式で知識をインプットする「学び」だけでなく、疑問を持ち、課題を見つけ、考えを発信し、他者と共に考え、新たな考えを創造するといったことも「学び」の重要な要素となる。
- ・ 様々な背景を有する多様な世代の人たちがつながり、共に学び合うことにより、新たなアイデアが生まれ課題解決につながることや、他者を理解し、受け入れ、共生する社会の実現につながることを期待される。
- ・ 新しい技術を活用した「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組合せで学びが更に豊かなものになる。

推進のための方策

②新しい技術を活用した「つながり」の拡大

- ・ MOOCや放送大学などの積極的な活用をこれまで以上に推進していくこと。
- ・ 社会教育施設におけるICT環境の整備推進のため、既存財源の活用や企業との協同等の創意工夫を凝らした取組を促進すること。
- ・ デジタル・デバイド解消のため、社会教育施設等でのICTリテラシーを身に付ける学習機会を充実すること。

17

デジタル田園都市国家構想構想関連施策の全体像

- > 「新しい資本主義」実現に向けた、成長戦略の最も重要な柱であり、地方の豊かさをそのままに、利便性と魅力を備えた新たな地方像を提示。
- > 産官学の連携の下、地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、誰一人取り残されず全ての人々がデジタル化のメリットを享受できる心豊かに暮らしを実現。地域の個性を活かした地方活性化をはかり、地方から全国へのポトムアップの成長を実現し、持続可能な経済社会を目指す。
- > 国が積極的に共通基盤の整備を行い、地方はこれらの効果的活用を前提にデジタル実装を進め、実情に即した多様なサービスを展開。

施策の全体像

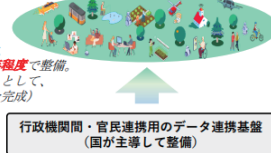
(1) デジタル基盤の整備

5G、データセンターなどのデジタル基盤の整備を推進。国主導の下、共通ID基盤、データ連携基盤、ガバメントクラウド等を全国に実装。

【主要施策】

- 5G等の早期展開
- 2023年度までに、人口カバー率を9割に引き上げる
- データセンター、海底ケーブル等の地方分散
(十数か所の地方データセンター拠点を5年程度で整備。
「デジタル田園都市スーパーハイウェイ」として、3年程度で日本を一周する海底ケーブルを完成)
- 光ファイバのユニバーサルサービス化
(2030年までに99.9%の世帯をカバー)
- 自治体システムの統一・標準化の推進 等

<デジタル田園都市が作る新たな生活空間>



(3) 地方の課題を解決するためのデジタル実装

交通・農業・産業・医療・教育・防災などの各分野について、デジタルを活用して効果的に地域課題を解決するための取組を全国できめ細やかに支援。併せて、地域づくりを推進するハブとなる経営人材を国内100地域に展開。

【主要施策】

- 地方創生関係交付金等による分野横断的な支援
(デジタルの実装に取組む地方公共団体：
2024年度末までに1000団体)
- 構想を先導する地域への支援
(スマートシティ、スーパーシティ等)
- 狭く地域やしごとへの支援
(農林水産業、中小企業、観光等)
- 地方へのひとの流れの強化への支援
(地方創生テレワーク、関係人口等)
- 持続可能な暮らしやすい地域づくりへの支援
(教育、医療、防災等) 等



ICTオフィスを核とした「仕事の場の確保」
(福島県会津若松市)

(2) デジタル人材の育成・確保

地域で活躍するデジタル推進人材について、2022年度末までに年間25万人、2024年度末までに年間45万人育成できる体制を段階的に構築し、2026年度までに230万人確保。

【主要施策】

- デジタル人材育成基盤の構築・活用
- 大学等における教育
- 離職者等向けの支援（職業訓練）
- 先導的人材マッチング事業、プロフェッショナル人材事業の推進 等



(4) 誰一人取り残されないための取組

年齢、性別、地理的な制約等にかかわらず、誰でもデジタルの恩恵を享受できる「取り残されない」デジタル社会を実現。

【主要施策】

- デジタル推進委員の制度整備
(2022年度に全国1万人以上でスタートし、拡大)
- デジタル分野での地域の実情に応じた女性活躍の推進 等



⇒デジタルが実装された目指すべき社会の実現に向けて、政策をフル活用して取組を一層加速化

今後の検討の方向性

- > 構想の目指す将来像を見据え、車座対話など現場の声も聞きながら、課題やニーズを深掘りし、これまでの地方創生施策も含めた関係施策の充実・深化、地域における取組の成熟度に応じた支援のあり方、国民への判りやすいメッセージの発出などについて併せて検討。
- > サービスの迅速な実装や、セクター間でのデータ連携の推進、KPIを活かした進行管理のあり方も含め、中長期的に取り組むべき政策を深化させ、実行すべき具体的なデジタル田園都市国家構想を来春に取りまとめる。

18

18

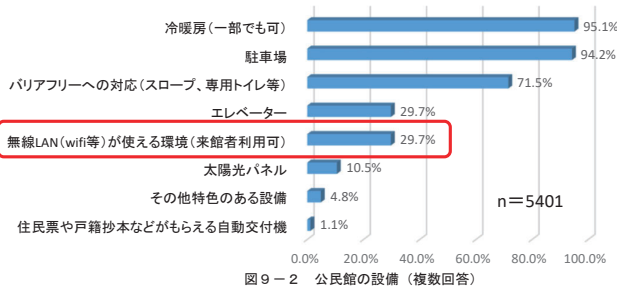
公民館のICT化 ～新しい技術を活用した「つながり」の拡大～

社会教育施設の課題と可能性

(令和2年9月24日第10期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理より)

- ・パソコンやWi-Fiの設置など、社会教育施設におけるICT環境整備の現状は、決して十分とは言えない。
- ・新しい技術を有効に活用することにより、これまでの社会教育施設を利用する機会が少なかった住民等、多様な交流や人と人とのつながりを大きく広げる可能性がある。

公民館における無線LANの整備状況



※全国公民館実態調査(全国公民館連合会 平成31年1月時点)

19

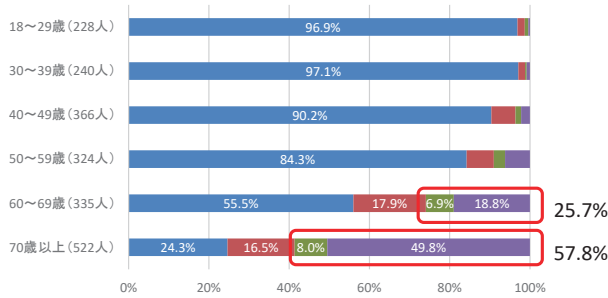
デジタル化への課題（デジタル・ディバイド、行政手続き）

デジタル・ディバイドの現状

年齢層が上がるにつれて、ICT端末の利用率は減少

■よく利用している ■ときどき利用している
■ほとんど利用していない ■利用していない

問 あなたはスマートフォンやタブレットを使用していますか？



年齢層が上がるにつれて利用率は減少

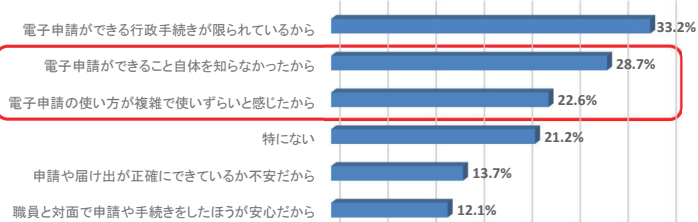
利用していない、
ほとんど利用していない

○ 2021年1月22日、内閣府広報室より「情報通信機器の利活用に関する世論調査」より

行政手続きのオンライン利用に関する課題

「電子申請でできること自体を知らない」、「電子申請の使い方が複雑」等の理由により、オンラインによる行政手続きの利用が浸透していない。

問 これまで、行政手続きの電子申請サービスを使わなかった理由は何ですか？



「行政手続きのデジタル化に関するアンケート」（調査主体：トラストバンク、実施期間：2020年7月31日～8月7日）

20

公民館 Wi-Fi導入・公民館Wi-Fi活用講座（福岡市公民館）

公民館にWi-Fi整備

新型コロナウイルス感染症により新しい生活様式の実践が求められる中、福岡市では地域のデジタル化の促進や災害に強いまちづくりの一環として、すべての公民館でWi-Fi環境整備を進めており、令和3年11月から公民館Wi-Fiの利用を開始した。

福岡市公民館Wi-Fi活用講座

公民館Wi-Fiを市民により一層活用いただくために、各公民館で「福岡市公民館Wi-Fi活用講座」を開催している。

【実施期間】 令和3年12月～令和4年3月

【実施場所】 福岡市内公民館（勝馬・曲淵分館を除く）

【対象者】 スマートフォン、タブレットなどをお持ちでインターネットに不慣れな方

【定員】 15名（1館につき）

【参加費】 無料

【講座内容】 Wi-Fiへの接続、インターネット（福岡チャンネル）での動画視聴、テレビ電話、行政手続きをスマートフォンから申請する操作体験など



福岡市別府公民館での様子（11月19日（金）10時～12時）



21

公民館 Wi-Fi導入とYouTubeチャンネルの開設（富田林市公民館）

公民館にフリーWi-Fi整備

学習環境の向上及び災害時における情報提供などを目的に、新たに富田林市内の市立公民館および図書館において、無料でインターネットに接続できる公衆無線LANを整備した。（令和3年10月1日より提供開始）

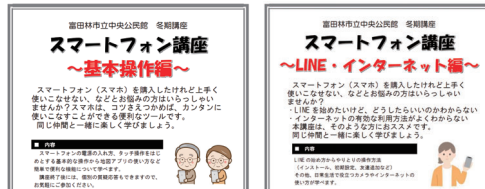
YouTubeチャンネルの開設

富田林市立公民館のYouTube公式チャンネルを開設。オンライン公民館として、公民館講座の様様や公民館クラブの活動の様子などを配信している。



スマートフォン講座

デジタルディバイド解消に向けたスマホ教室も実施



22

1. 社会の変化
2. 社会教育の方向性と新たな視点
～社会が変わる、学びも変わる～
3. ICTの活用、デジタルディバイドの解消
- 4. 社会的包摂の実現**
～誰一人として取り残さない社会の実現～
5. 多様な主体の連携・協働
～地域と学校の協働体制～
6. 学びをコーディネートする人材の育成
～社会教育士制度～

23

社会的包摂の実現 ～誰一人として取り残さない社会の実現～

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

(平成30年12月21日中央教育審議会答申)

第2部 今後の社会教育施設の在り方

.....障害の有無にかかわらず、全ての住民に開かれた施設としてユニバーサルデザイン化を進め、幅広い年齢層にわたる多様な人々のニーズに応え、**あらゆる地域住民の社会的包摂に寄与するとの視点**に立ち、運営の充実を図ることが求められる。第1部でも述べたように、**生きづらさを抱えた人々を受け止め、学びを通して社会につなげる場としての役割**にも十分に留意する必要がある。

多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育

(令和2年9月中央教育審議会生涯学習分科会議論の整理)

(社会的包摂に向けた社会教育の果たす役割)

○ 更に、**様々な理由で困難を抱える方に対しては、知識や技能を習得する機会を充実するのはもちろんのこと、社会とつながりを持つことができる場や得意なことで力を発揮できる場をつくったり、将来のキャリアにつながる機会を設けたりすることなども重要**である。また、その困難の状況に応じ、例えば**アウトリーチ型の取組等、様々な形での支援**を考慮すべきである。

24

社会的包摂への取組 ー 国立市公民館：障害者と健常者の交流ー

経緯・概要

- 国立市ではこれまで、障害者青年学級等の活動を通じ、障害者の居場所づくりや社会参加支援の取組を実施。実践の観点として、“障害者のための活動”ではなく“障害の有無に関わらない活動”を志向。
- “**障害者／健常者という枠組みを越えた「共生」の拠点**”として、公民館を中核に据えて活動を推進。

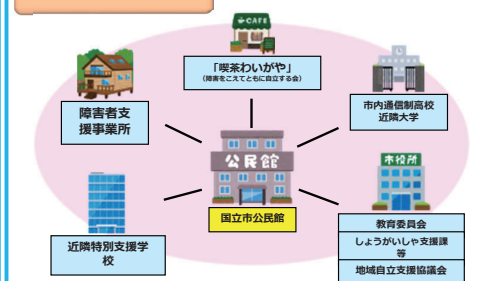


公民館内の「喫茶わいがや」

交流の観点からの工夫

- 公民館における障害者青年学級（「しょうがいしゃ青年教室」）、若年層を対象とした「青年講座」、市民グループが運営する公民館内の「喫茶わいがや」の取組が連動しながら、**障害の有無に関わらず共に学び合い、活動する枠組みを構築**。
- 「青年講座」の一つ、「バラスポーツ体験講座」では、「しょうがいしゃ青年教室」の知的障害者や、「わいがや」に関わるボランティア、一般参加者により、ゴールボール（障害者12名、健常者20名参加）、ポッチャ（障害者5名、健常者10名が参加）、シッティングバレー（障害者8名、健常者17名が参加）を実施、**多様な参加者が集う社会的包摂を目指した実践を展開**。
- 例えば、ゴールボールについては、障害者も健常者もともにコートでの設営等の準備段階から取組み、活動中は互いに声を掛け合いながら、参加者全員がバラスポーツを楽しめるよう配慮される。講座終了後、有志が東京都ゴールボール連絡協議会主催の交流大会にも継続して参加。**自主的な活動も支援**。

実施体制



取組の成果

- 障害の有無に関わらず同じ空間でスポーツの楽しさを共有。継続的な取組に展開。
- 多様な人々が集まる公民館で、お互いの理解を促し、共生の理念を具体化。



シッティングバレー講座



ポッチャ講座

※国立市HP資料等を元に文部科学省が作成

社会的包摂への取組 -蕨市中央公民館:外国人親子の居場所づくり-

蕨市中央公民館等(埼玉県)

- 公民館でボランティアによる日本語教室を行い、外国人親子等に学習の場を提供。学習の場としてだけでなく、子育てに関する情報交換やゴミ捨てなど生活ルールを知る場としての役割
- 市内5つの公民館で開催しており、26年度は約90回開催。約750名の外国人親子等が参加

【平成27年度優良公民館】

教室に来る目的

- ・来日したばかり。日本語を知りたい
- ・小学校に行く前にひらがなを勉強
- ・高校受験の面接の練習
- ・子育て情報(予防注射や保育園)について知りたい
- ・ゴミ捨てなど地域の生活ルールを知りたい



(写真)蕨市立中央公民館

社会的包摂への取組 -千葉県鋸南町家庭教育支援チーム-

子供を持つ親同士の交流の場、親子の学びの場、家庭教育相談窓口の提供

取組の背景・ねらい

子供を持つ親同士の交流の場、親子の学びの場、家庭教育相談窓口の提供を目的として、公民館に設置し、地域ぐるみで継続的に様々な家庭教育支援事業の運営を行っているチームです。

また、保・幼・小・中学校と連携し、それぞれのニーズに合った子育て講座や家庭教育支援学級も開催しています。



《子育てひろばの様子》

取組内容

- 町内の保幼小中学校と連携し、
- 家庭の教育力向上を目指した家庭教育学級(子育て講座)の開催
- 公民館の教室を改修し、親子が集える空間「子育て広場」を開設
- 公民館に臨床心理士(カウンセラー)を配置し、子育てや家庭に関する悩み相談を行う家庭教育相談「オアシス」の実施
- 支援や配慮が必要な家庭には、教育委員会・学校・保健福祉課等と連携し、必要な場合は家庭訪問及び来庁や電話連絡を実施するなど、家庭教育支援に関して町全体で取り組んでいく。
- その活動の中心となる「子育て広場」を通して、町内に限らず近隣市からも多くの子育て世代の方々が来館し、交流を図ることにより、仲間づくりを進めていく。
- 上記の活動を通し、子育て広場での活動に参加された方たちが中心となり、自主的にイベントを企画・運営したり、小学校で開催している「放課後子ども教室」等にもスタッフとして参加したりしている。今後、町の発展のため活動を広め、学校・家庭・地域連携の推進にあたっていきたい。



《子育てひろばでのバクバクアドバイス(食育)》

取組成果

毎週木曜日実施しているイベントには、様々な団体が協力を得ている。少子化、過疎化が進んでいる地域において、親子同士が安心して過ごせる場は、必要性が高く、親同士の交流だけでなく親と家庭教育支援員との関係づくりにもなっており、常に子育てや家庭に関する相談ができる体制となっている。

今後の展望

日常利用している地域の方が自主的にイベントを企画・運営を行うなど活発な取組みが展開していけるようになればと考える。

「家庭教育支援チーム」について

趣旨・目的

○ 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地縁のつながりの希薄化等を背景に、子育てに悩みや不安を抱える保護者も多く、**地域全体での家庭教育支援の必要性**が高まっていることを踏まえ、文部科学省では、平成20年度より、保護者が安心して家庭教育を行うことができるよう、**身近な子育て経験者や元教員等、地域の多様な人材を活用した「家庭教育支援チーム」の設置を促進**

チームの構成・業務

○ 地域の子育て経験者を中心として、教員OB、PTA等の教育関係者、民生委員や児童委員等の保健福祉関係者など、地域の実情に応じた多様な関係者で構成。

○ 主な取組は、以下のとおり。

- (1) 保護者等への学びの場の提供
- (2) 保護者等への地域の居場所づくり
- (3) アウトリーチ型家庭教育支援（※保護者の居場所に出向いて関わる支援）

<活動事例>

親子の交流の場の提供



親子でアセラー作製期間中の様子
(スマイルエンジェル/宮城県石巻市)

啓発資料

○ 身近な地域において保護者への支援を行う「家庭教育支援チーム」の組織化や活動を支援することを目的としたリーフレットを作成。
(平成28年2月)



○ 地域において「家庭教育支援チーム」を立ち上げる際に必要な視点等について、事例、コラム等を交えて整理した手引書を作成。
(平成30年11月)



国による支援

<文部科学大臣表彰> ※平成29年度より実施(隔年)

・ 地方公共団体(都道府県・指定都市)からの推薦等によるチームの表彰。

令和元年度は、全国28チームの活動を優れた活動として選定し、文部科学省講堂において表彰式を実施。表彰式の様子は文部科学省ホームページで紹介。



<補助事業による推進>

・ 地域における家庭教育支援基盤構築事業(1/3補助事業)において、家庭教育支援チームの組織化及び支援活動等に係る経費を補助。

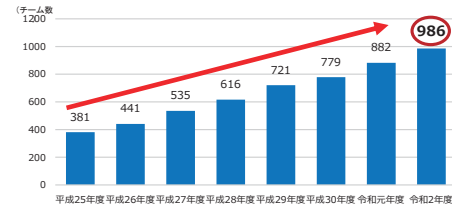
<チームの登録制度>

・ 全国の様々な地域における家庭教育支援の取組の活性化促進に資するため、「家庭教育支援チーム」登録制度を実施。

【→登録チームは、ロゴマークを使用可】



家庭教育支援チーム数の推移



※ 補助事業により支援している「家庭教育支援チーム」数と登録制度に登録している「家庭教育支援チーム」数を合計したもの(各年度末現在)

1. 社会の変化
2. 社会教育の方向性と新たな視点
～社会が変わる、学びも変わる～
3. ICTの活用、デジタルディバイドの解消
4. 社会的包摂の実現
～誰一人として取り残さない社会の実現～
5. **多様な主体の連携・協働**
～**地域と学校の協働体制**～
6. 学びをコーディネートする人材の育成
～社会教育士制度～

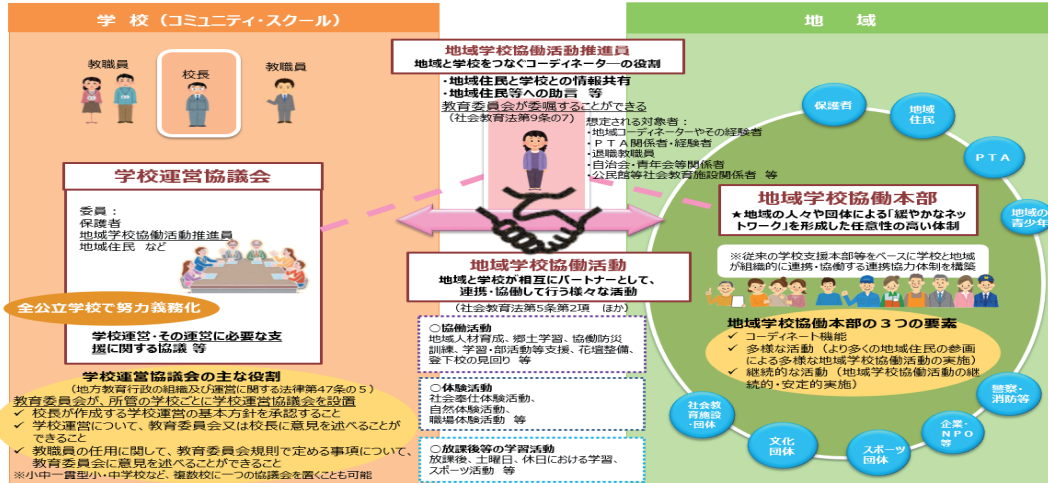
地域とともにある学校づくり ～キーワードは「協働」

地域と学校の協働体制の構築に向けた法改正（地教行法、社教法）

改正の概要（平成29年4月施行）

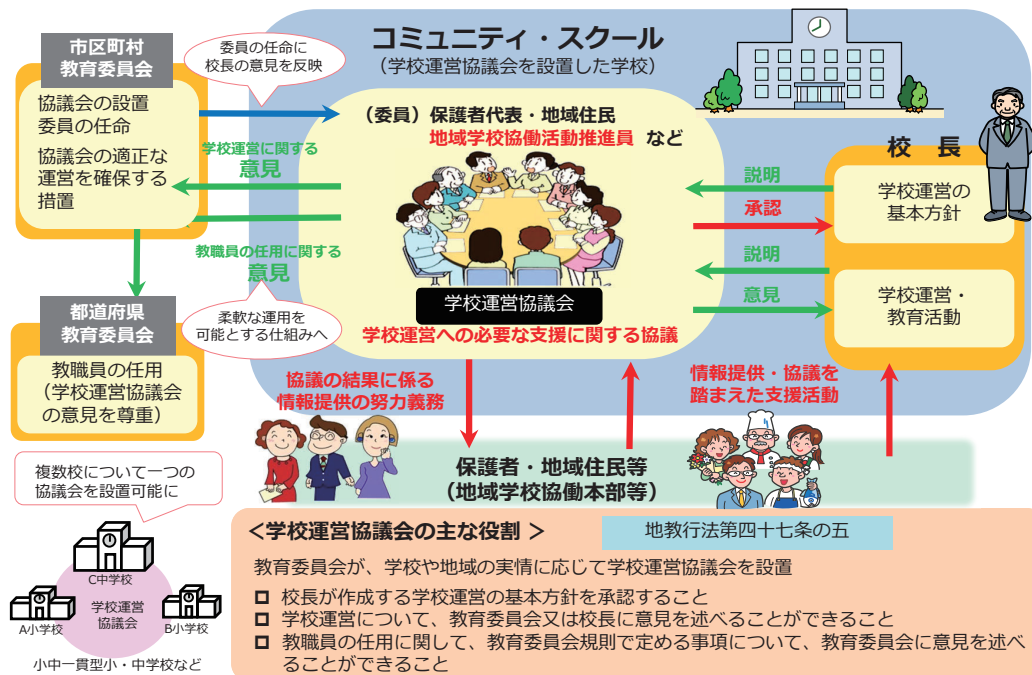
平成27年12月の中教審答申（地域と学校の連携・協働）を受け、**地方教育行政の組織及び運営に関する法律**を改正し、各教育委員会に、保護者や地域住民が学校運営に参画する仕組みである**学校運営協議会の設置を努力義務化**。また、地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民や保護者等の参画により地域全体の成長を支え、地域を創生する「**地域学校協働活動**」を全国的に推進するため、**社会教育法**を改正し、同活動に関する連携協力体制の整備や「**地域学校協働活動推進員**」に関する規定を整備。これらにより、幅広い地域住民等の参画を得て、**社会総掛かりでの教育を実現し、地域を活性化**。

<地域と学校の協働体制のイメージ>



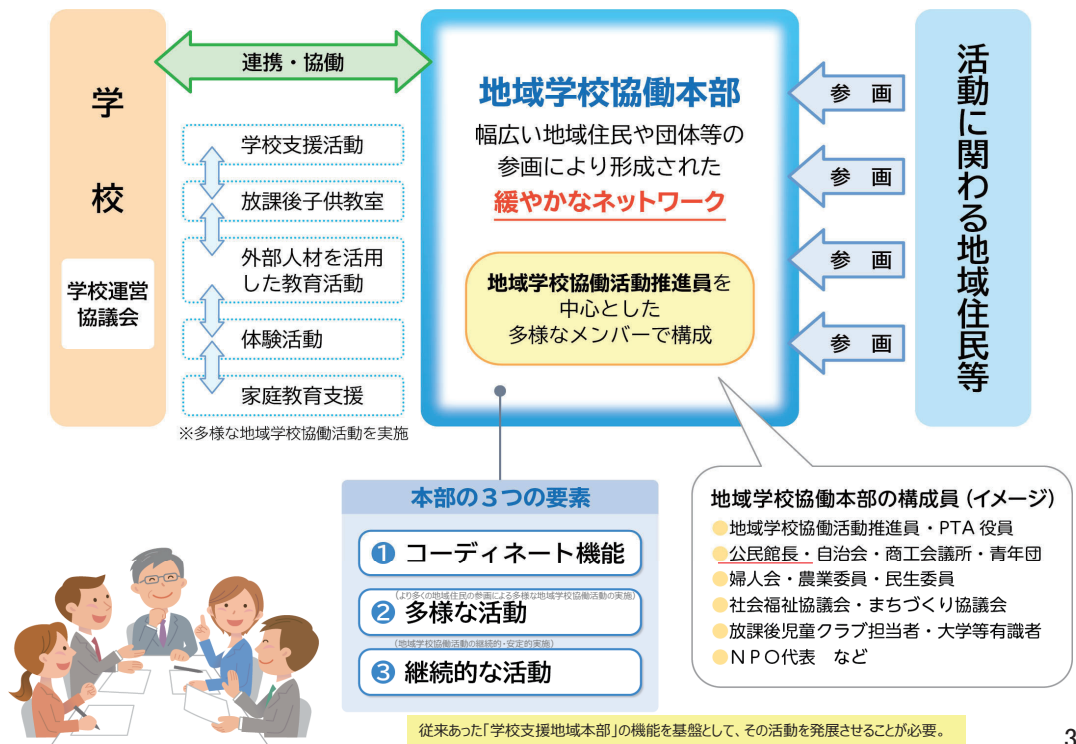
30

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の仕組み



31

今後の地域における学校との協働体制（地域学校協働本部）の在り方



32

コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議 中間まとめ（概要）

（令和3年8月25日公表）

1. コミュニティ・スクール推進の必要性

「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた新学習指導要領の着実な実施や学校における働き方改革の推進、GIGAスクール構想の実現等に加え、不登校やいじめ、児童虐待への対応、感染症対策、防災など学校や地域が抱える様々な課題にも対応しつつ、未来を担う子供たちの成長を支えていくためには、これまで以上に学校・家庭・地域の連携・協働が必要となる。また、コロナ禍によりあらためて浮き彫りとなった学校・家庭・地域の役割分担や連携・協働の重要性、安定した学校経営体制の必要性の観点からも、校長や教職員だけでなく、保護者や地域住民等が「当事者」として参画し、学校運営を支え・強化する仕組みであるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、全ての学校に求められる機能である

2. コミュニティ・スクール推進のための方策

コミュニティ・スクールの意義や目的、必要性及び効果について、関係者が広く十分に理解し、効果的な取組が全国で展開されるよう、特に以下の項目について支援の強化が必要

（1）コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

保護者や地域住民等が一定の権限と責任を持ちながら学校運営に参画する仕組み「学校運営協議会」と地域と学校が連携・協働して活動を行う「地域学校協働活動」は、両者の連携による取組の効果等を示しつつ、一体的な推進を図ることが必要

（2）円滑な導入のための都道府県教育委員会等による伴走支援

教育委員会の担当者、学校管理職等の関係者が、コミュニティ・スクールの必要性や有効性を正しく理解し、方向性を示しつつ取組を進めることが重要。都道府県教育委員会等による積極的・継続的な働きかけや、アドバイザーの配置など伴走支援体制の構築が必要

上記のほか、導入促進のための支援、地域運営組織や関係部署との連携促進、首長の理解促進、成果・効果の事例の横展開等が必要

（3）コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の総合調整・事務局機能を持つ人材の配置・機能強化

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組むためには、両者の総合調整や企画立案、事務局機能を担う人材が重要であり、これらの役割を担う地域学校協働活動推進員等が継続的な活動を可能とするため、人材の配置促進・機能強化等を図ることが必要

（4）地域学校協働活動推進員等の資質向上

地域学校協働活動推進員等は、コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動の中核を担う人材であり、総合調整や企画立案役として、地域と学校の連携・協働に関わる幅広い知識や技能を身に付けることが求められることから、段階的・体系的なスキルアップ研修や実践者同士の交流等の機会充実を図ることが必要

また、学校運営協議会委員の資質向上を図ることも必要

3. 今後の検討事項（案）

以下の論点等については、今後、本会議において引き続き検討を行う

- （1） これからのコミュニティ・スクールの在り方
- （2） 「社会に開かれた教育課程」の実現において担う役割
- （3） 学校評価とコミュニティ・スクールの関わり
- （4） いわゆる「類似の仕組み」について
- （5） 高等学校等における取組
- （6） コミュニティ・スクールに係る教師の資質に関すること

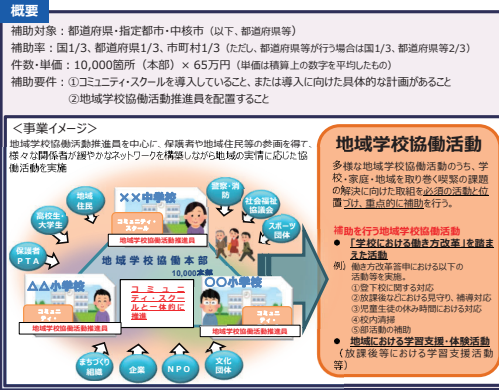
33

背景・課題 学校における働き方改革の推進や不登校、いじめ、感染症対策、防災など学校と地域が抱える社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、学校と地域が連携・協働し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくためには、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」の一体的な推進が必要。

経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月18日閣議決定）
5. 4つの原動力を支える基盤づくり
(4) ヒューマン・ネットワーク強化、個別・孤立対策等
(共助・共生社会づくり)
地域と学校が連携したコミュニティ・スクールの導入を促進するとともに、…(略)

事業内容

- (1) 地域と学校の連携・協働体制の構築
- 「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」と「地域学校協働活動」を一体的に推進する。
 - 都道府県等並びに市町村が、所管する全ての公立学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりを推進するため、効果的な導入・運営方法等について学校・地域間で情報交換・情報共有等を行い、総合的な推進方策について検討する。
 - コミュニティ・スクールの円滑な導入のためには都道府県教育委員会等から、学校や地域への積極的な働きかけが必要であることから、都道府県等へのアドバイザーの配置等により、伴走支援体制を構築する。
- (2) 地域学校協働活動推進員等の配置・機能強化・資質向上
- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動において中核を担う「地域学校協働活動推進員等」の人材の充実が重要であるため、配置促進や機能強化等を図るとともに、総合調整役として、地域と学校の連携協働に関わる幅広い知識や技能を身につける必要があることから、研修や実践者同士の交流等により、更なる資質向上を図る。
- (3) 地域学校協働活動の実施
- 学校運営協議会をはじめとする学校と地域の様々な協議に基づき、幅広い地域住民や企業・団体等の参画を得て、学習支援や体験活動などの取組を実施するとともに、学校と地域が連携・協働し「学校における働き方改革」を踏まえた活動に取り組む。



事業実施により期待される効果

- 学校・家庭・地域の連携・協働体制が構築され、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に取り組む地域が増加。
- 学校における働き方改革の推進や学校・地域が抱える課題の解消、「社会に開かれた教育課程」の実現。
- 子供たちが地域に目を向け、地域に愛着を感じるようになり、地域も子供に関わることで地域住民自身の学びにつながる。

CSマスターの派遣について

- コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動等について、経験と知識が豊富であり、実践に携わった実績を有する者を「CSマスター」として委嘱。
- 各地の先進的な事例や関係法令などを踏まえた説明等を必要とする地域に対して、CSマスターを派遣し、講話や助言を行うとともに、CSの導入や地域学校協働本部の整備、学校運営協議会や地域学校協働活動の充実に図る教育委員会等に対する継続的な助言及び支援、その他コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を図るために必要な支援を行うもの。

令和3年度CSマスター名簿（36名）

青井 静	香川県飯山中学校区地域学校協働本部コーディネーター ※	高木 和久	びわこ学院大学 非常勤講師
赤松 梨江子	徳島県東みよし町立三加茂中学校 事務室長	高野 睦	秋田県由利本荘市立西目中学校 校長 ※
朝倉 美由紀	埼玉県ふじみ野市立大井小学校 校長 ※	竹原 和泉	特定非営利活動法人まちと学校のみらい 代表理事
新谷 さゆり	岐阜県白川村教育委員会事務局 社会教育主事	玉利 勇二	社会福祉法人スマイリング・パーク 顧問・統括施設長
安齋 宏之	福島県本宮市立本宮まゆみ小学校 校長	出口 寿久	北海道科学大学 教授
井上 尚子	東京都杉並区立天沼小学校学校運営協議会 会長職務代理者	取釜 宏行	一般社団法人まなびのみなと 代表理事 ※
今泉 良正	一般社団法人日本キンボールスポーツ連盟 理事長	西 孝一郎	京都光華女子大学 准教授
大谷 裕美子	ゆめ☆まなびネット 代表	西 祐樹	福岡県春日市財政課 主任 ※
大山 賢一	新潟薬科大学 非常勤講師	西村 久仁夫	一般社団法人コムスエビめ 代表理事
翁長 有希	一般社団法人沖縄キャリア教育支援企業ネットワーク 理事 ※	布川 元	山形県大石町教育委員会 元教育長
梶原 敏明	大分県玖珠町教育委員会 教育長	野澤 令照	宮城教育大学 学長付特任教授
風岡 治	愛知教育大学 教授	福田 範史	鳥取県南部町教育委員会 教育長 ※
岸 裕司	スクール・コミュニティ研究会 代表	前川 浩一	長野県大町市立美麻小中学校 地域学校協働コーディネーター
黒瀬 忠行	高知県佐川町立黒岩小学校 校長	増淵 広美	神奈川県立総合教育センター教育相談部教育相談課 教育相談専門員
小西 哲也	山口県地域連携教育推進協議会 顧問	宮田 幸治	広島県府中市教育委員会学校教育課 主幹
小見 まいに	NPO法人みらいず works 代表理事	森 保之	福岡教育大学教職大学院 副学長 教授
鈴木 廣志	栃木市地域政策課 栃木公民館係 社会教育指導員	安田 隆人	岡山県浅口市立寄島小学校 校長 ※
相田 康弘	山口県教育庁義務教育課 主幹	四柳 千夏子	一般社団法人みたかSCサポートネット 代表理事

CSマスター派遣実績 ▶ 令和元年度 延べ595箇所
▶ 令和2年度 延べ339箇所

1. 社会の変化
2. 社会教育の方向性と新たな視点
～社会が変わる、学びも変わる～
3. ICTの活用、デジタルディバイドの解消
4. 社会的包摂の実現
～誰一人として取り残さない社会の実現～
5. 多様な主体の連携・協働
～地域と学校の協働体制～
- 6. 学びをコーディネートする人材の育成**
～社会教育士制度～

36

「社会教育士」とは①

1. **教育の専門的職員**（社会教育主事）になるための講習や養成課程の修了者に与えられる「**称号**」

※ 社会教育主事は、社会教育法に基づき教育委員会に置くこととされている職
社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与えることが職務

2. 法令改正により、**令和2年度からスタート**



社会教育士

色も形も違う人と人 組織と組織などを
.....
形も色も多様なまま 学びを通じて つながりを作っていく
.....

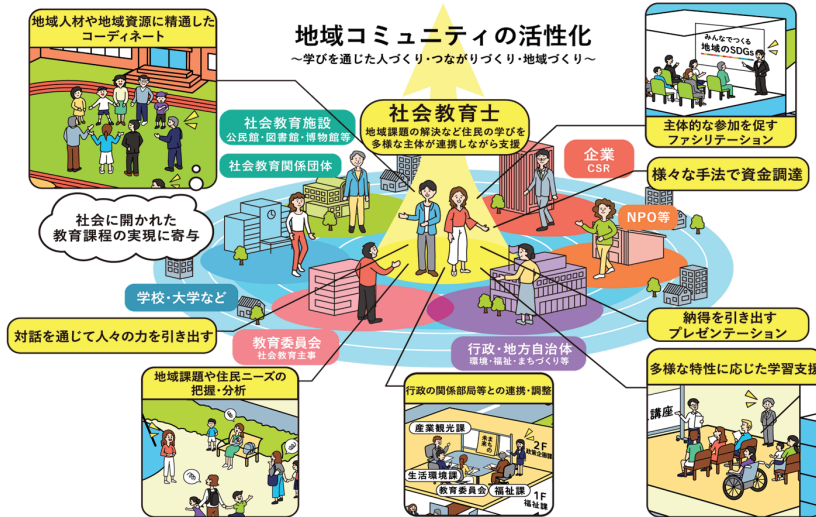
この社会教育士のロゴは、社会教育士が支える学びの先にある、多様な人々が連携・協働する様子を表しています。社会教育における学びは色も形も違う人と人、組織と組織などを、色も形も多様なまま、つながりを作っていきます。そんな社会教育士の活動の成果とも呼べるつながりを象徴的に表したロゴです。

37

「社会教育士」とは②

「社会教育士とは?～学びを通じて、人づくり・つながりづくり・地域づくりの中核的な役割を果たします～」

- 「社会教育士」は、教育委員会事務局に配置される「社会教育主事」になるための講習や養成課程を修了した者に与えられる「称号」です。社会教育主事にならなくても、その能力があることが分かるようにするため、令和2年4月に新設しました。
- 講習や養成課程で習得した**コーディネート能力、ファシリテーション能力、プレゼンテーション能力等**を活かし、教育委員会のみならず、福祉や防災、観光、まちづくり等の**社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、行政や企業、NPO、学校等の様々な場で、人づくりやつながりづくり、地域づくりに中核的な役割を果たすことが期待されています。**



38

社会教育士になるには

社会教育主事講習の修了者、社会教育主事養成課程の修了者は「社会教育士」と称することができます。

社会教育主事講習による称号取得

- 講習は大学その他教育機関において実施しています。(毎年、実施機関が異なります。)
- 受講資格は、以下のいずれかに該当する方です。
 - ①大学2年以上在籍し62単位以上修得した方(短期大学や高等専門学校を卒業した方も含む)
 - ②教員の普通免許状を有する方
 - ③2年以上社会教育関係の業務に従事した方等

科目一覧	科目名	単位数
	生涯学習概論	2
	生涯学習支援論	2
	社会教育経営論	2
	社会教育演習	2

社会教育主事養成課程による称号取得

- 社会教育に関する科目を開設している大学は文部科学省ホームページで紹介しています。

科目一覧	科目名	単位数
	生涯学習概論	4
	生涯学習支援論	4
	社会教育経営論	4
	社会教育特講	8
	社会教育実習	1
	社会教育演習	3 選択 必修
	社会教育実習	
	社会教育課題研究	

社会教育主事講習・社会教育主事養成課程について

Course

社会教育士取得へのステップ



以下いずれかに該当
(社会教育主事講習受講要件)

- ・大学・短大等を卒業
- ・教員免許を所有
- ・社会教育関係の職に2年以上従事
- ・学校に4年以上勤務
- 等

社会教育主事養成課程
大学・短大で、社会教育主事の養成に係る社会教育に関する科目をすべて修得

社会教育主事講習
社会教育主事講習修了

社会教育士の称号取得

39

全ての人に開かれた公民館（沖縄県那覇市若狭公民館）

公民館の概要

- エリアの人口：約3万人（約1万5千世帯）
- 若狭公民館は「NPO地域サポートわかさ」が指定管理者として運営。社会教育主事有資格者の館長を含む6人のスタッフで運営。

取組の概要と特長

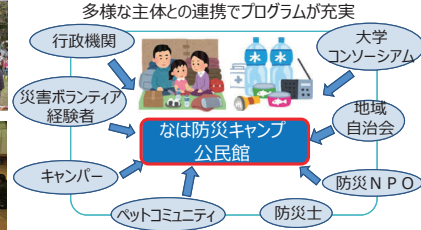
近隣自治会長や民生委員、学校、利用者団体連絡協議会長、地域住民有志等からなるNPO法人として指定管理を受け館を運営。地域課題に対応するために、青年層や在住外国人、ひとり親世帯など、ひごころ公民館に足を運ぶことが少ない層への取組に加え、**多様な主体と連携した取組を推進。**

“魅力ある楽しい活動”を軸とした新たなコミュニティづくり～「なは防災キャンプ」

「なは防災キャンプ」について

「誰でも、簡単に、楽しみながら学べる」をコンセプトに2019年1月にトライアル版を実施して以降、春～冬の季節ごとに計5回実施。**非日常の空間やキャンプのノウハウ、野外活動等を楽しみながら、防災や災害時の対応を学ぶことができる。**

防災の専門家や行政によるブースだけでなく、キャンパーが設置したシェアキッチンでの持ち寄り食材調理やテント設置の体験ブース、ペット防災に関するブース、避難所でもできる子供向け遊びブース等、様々な方の知識や特技を防災的観点から活かしている。



ゆるやかなつながりの創出×様々な人材×地域課題へのアプローチ

「ゆるやかなつながり」の創出

地域活動の担い手不足への不安や高い子どもの貧困率、急激な外国人留学生の増加による住民との軋轢など、様々な地域課題を解決するため、**地域コミュニティの再構築をめざす。**



コミュニティを「**自分らしくいられる居場所**」と捉え、興味関心や利害、情報を共有しながら共に活動をしていけるよう、様々な**“魅力ある楽しい活動”**や**“届ける活動”**づくりを推進。ユニークかつ創造的なプログラムから**「ゆるやかなつながり」**へ。

多様な機関・団体との連携

公民館報やホームページ、SNS等において、予定だけでなく取組の結果や地域情報など多角的な発信を重ねることで、公民館での活動に興味を持つ**多様な機関・団体との連携が実現。**

【関わる多様な機関と 相談から生まれた企画例】

- 南極観測隊OB「南の島の南極教室」
- 地域音楽団体「ジュニアジャズオーケストラ那覇ウエスト」
- 映画制作会社「子ども国際映画祭」
- 大学生「土曜朝塾」（教員志望学生のインターンも受け入れ）
- NPO法人「無料英会話教室」（就学援助世帯及びひとり親世帯の児童・生徒対象）



40

様々な分野での活躍が期待される社会教育士

まち・ひと・しごと創生基本方針2021 ～抜粋～ 令和3年6月18日閣議決定

地方創生を担う「ひとづくり」のための多様な主体の連携

地方創生

- **社会教育士**について、関係省庁と連携し、まちづくりや観光、福祉、SDGs など幅広い分野における**活躍事例**やその成果を具体的に示す効果的な情報提供を行うとともに、受講機会の拡充及び交流する機会やネットワークを形成する場を設けることで、**行政や学校、NPO、民間企業等、様々な場面での活躍を促進する。**

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ～抜粋～ 令和3年1月26日中央教育審議会（答申）

多様な知識・経験を有する外部人材による教職員組織の構成等

学校

- 教師、事務職員等が社会教育士の称号を取得し、地域の教育資源を有効に活用して、「社会に開かれた教育課程」をより効果的に実現する学校教育活動を行うことや、**公民館主事や地域学校協働活動推進員等が社会教育士の称号を取得し、学校と連携して魅力的な教育活動を企画・実施**することなど、様々な場面での活用が考えられる。

社会教育士 特設サイト・PR動画公開！

令和2年度から新たに始まった「社会教育士」への社会的な関心を高め、多様な場で活用されるようになることを目指し、様々な分野の社会教育士の活躍を特設サイトやPR動画で紹介しています。


特設サイト https://www.mext.go.jp/a_menu/01/03052911/mext_00667.html



様々な分野での活躍事例 (学校、公民館、教育委員会、福祉、防災、観光など)

<p>【東京都】 杉区教育委員会事務局 学校支援課 社会教育室 中曽根 聡さん 住民自治を支える「学び」の推進者</p> <p>動画を観る 紹介ページを見る</p>	<p>【岡山県】 岡山県立青島高等学校 校長 安田 隆人さん これからの子どもたちの学びには、社会教育の視座が必要</p> <p>動画を観る 紹介ページを見る</p>	<p>【大阪府】 貝塚市立中央公民館 副館長 中川 知子さん 学ぶ権利を支え、人が変わる瞬間に立ち会える仕事</p> <p>動画を観る 紹介ページを見る</p>
--	---	--

●詳しくはこちらを御覧ください。

社会教育士 文部科学省  検索

社会教育士の活躍事例は
noteで絶賛更新中!

 **note**は
こちらをクリック!

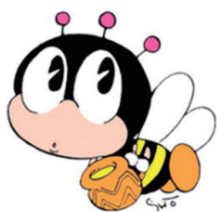
俳優・タレントの村井美樹さんを社会教育士応援大使に任命

社会教育士制度をより多くの人に知っていただき、広く活用していただくため、令和3年8月19日(木)、俳優・タレントの村井美樹さんを社会教育士応援大使に任命しました。



42

マナビィ・メールマガジンをチェック！！



マナビィ

故石ノ森草太郎氏デザインの生涯学習の Mascot です。「学び」とミツバチの「Bee」を合わせ「マナビィ」と名づけられました。学ぶことが好きな「マナビィ」には「学」という字のように触角が3本あります。

問い合わせ

地域学習推進課 地域学習推進係
☎ 03-6734-3455
✉ manaby@mext.go.jp

● マナビィ・メールマガジンとは？

生涯学習、社会教育をメインテーマに、文部科学省関連のイベント・研修情報やお知らせなど、毎月2回(8日、24日)配信中

● 主な配信コンテンツ

- ☞ リレートーク
- ☞ 今月のニュース・お知らせ
- ☞ 全国の生涯学習の取組
- ☞ 家庭教育支援チームの取組
- ☞ 国立青少年教育振興機構の取組
- ☞ 霞が関ナレッジスクエア「しごとカ向上ライブラリ」
- ☞ 編集後記 など



● 登録方法

QRコードを読み込むか、下記アドレスもしくは「マナビィ・メルマガ」で検索！ <http://www.mext.go.jp/magazine/#002>

43



ご清聴ありがとうございました。

参考資料

1. 公民館の成り立ち
2. 新型コロナウイルス感染症への対応
3. 家庭教育支援
4. コミュニティ・スクール、地域学校協働活動

公民館

○公民館の設置運営について（1946.7.5 文部次官通牒）

国民の教養を高めて、道徳的知識的並に政治的の水準を引上げ、または町村自治体に民主主義の実際的訓練を与えると共に科学思想を普及し平和産業を振興する基を築くことは、新日本建設の為に最も重要な課題と考えられるが、此の要請に応ずるために地方に於いて社会教育の中核機関としての郷土図書館、公会堂、町村民集会所等の設置計画が進捗し其の実現を見つゝあるのも少なくない事はまことに欣ばしいことである。

よって本省に於ても此の種の計画が全国各町村の自発的な創意努力によって、益々力強く推進されることを希望し、今般凡そ別紙要綱に基く町村公民館の設置を奨励することとなったから、青年学校の運営と併行して適切な指導奨励を加えられる様、命に依って通牒する。

尚本件については内務省、大蔵省、商工省、農林省及厚生省に於て了解済であることを附記する。

○公民館の機能

（『公民館の建設—新しい町村の文化施設（寺中作雄氏（当時、文部省社会教育課長））』（1946年）より抜粋）

1. 公民館は社会教育機関である。
2. 公民館は社会娯楽機関である。
3. 公民館は町村自治振興の機関である。
4. 公民館は産業振興の機関である。
5. 公民館は新しい時代に処すべき青年の養成に最も関心を持つ機関である。

46

公民館はどうしてできたか①

「公民館図説」より（1954年、寺中作雄監修・小和田武紀編著）

公民館は終戦後の混乱した世相の中から祖国再建への活路を開くべき原動力として構想され着手されたものであります。

ご承知のように、日本は有史以来、幸か不幸かまだかつて敗戦の苦杯をなめたことはありませんでした。それだけに、いよいよ終戦の詔勅がくだり、ポツダム宣言の受諾とともに民主国家に大転換ときますと、政府も国民もこれから先どうなることやら、どうしてよいやらわからず、疑心暗鬼に身も心も失せて、文字どおり周章狼狽を極めたのも決して無理ではありません。やがて横浜沖合ミズリー艦上の調印となり、引続きマッカーサー司令官とともに大勢の占領軍が上陸進駐し、軍隊は解散され、戦犯は逮捕され、国内の重要な建物は民、官を問わずほとんど接收され、軍需工場は閉鎖され、財閥は解体を命ぜられる等、つぎつぎと酷しい占領政策が用捨もなく実施に移されました。その中には、いままで日本固有の伝統なり、風俗習慣として誇るに足るものまで、是非善悪の別なくただ否定し破壊さえすれば、それが民主日本の建設に役立つのだというような行き過ぎもあり、またそれに迎合して蠢動する国民さえもいました。

このように長い間、伝承的神話的国家観に培われ、依らしむべく知らしむべからず的の政策に、承認必謹ただ上の命にこれしたがってきた国民大衆は、いまさらながらよるべき精神的支柱を失い、行くべき方途に迷い、打続いた戦禍に、喰うに食なく、住むに家なく、焼土の中に焼残りのトタンを葺いたバラック建にあって、心身ともに疲労し切り、茫然たる有様でした。

また国内いたるところでは幾万という罪もなき子供達が父を失い母に別れ、住む家を焼かれて巷に彷徨し、戦争によって徹底的に打ちひしがれた青年たちは、やくざ唄や、芸能大会にわずかに慰安を求め、物資の不足が闇屋の横行となり、阿鼻叫喚、地獄さながらの世の出現となり、文字通りこの世の最後かとおもわれる有様でした。

しかし、有史以来の無血革命ともいべきこの転換期にあっては、これ位の混乱も、あるいは当然かもしれせん。

それならば、この混乱をどうして收拾するか。この一朝にして廢墟と化し、すっかり自信を失った祖国をいかにして再建するか。その方法は、その可能性は、やがてこの議論が心ある青年によって、国を憂うる老壮年によって、時の政府によって真剣に考えられはじめました。

まず第一に民主政治は主権の所在である国民の一人一人が、その主権を行使するに足るだけの高い教養と正しい判断力を持たないかぎりこれほど危険な政治はない。そのためにこの際、社会教育を画期的に振興させねばならないということを考えました。

47

公民館はどうしてできたか②

「公民館図説」より（1954年、寺中作雄監修・小和田武紀編著）

第二に、日本がほんとうに民主的な平和国家、文化国家として立ち上がるためには、いままでのように政府の命によって民衆が意のままに動くのではなく、民衆自身の祖国建設、郷土再建の自覚にもとづく自主的自発的活動が主体にならなければならないということを考えました。

第三に、その活動は単なる観念的のものでなく現実の生活と直接利害関係を持つ郷土の実態を通して行われなければならないということをおもいました。

以上のような観点から、ほんとうに日本を再建するには、都会にありと、農村にありと、離島にありとを問わず、国民の一人一人を立派に育て上げ、その盛り上げる力によって郷土を再建させる方向に進めなければならないし、いままでのように文化施設を都市に集中させ、都市人と農村人の文化落差のあるのを徹底的に匡正しなければならないことになりました。

そこでまず個々の人々を育てる体制として各町村に、その郷土の人達が楽しみたいときに楽しみ、学びたい時に自由に学べる施設を与えることが先決問題であるということに結論づけられました。

そして、そこには郷土の人が自由に利用できるような図書類とか郷土資料とか、展示資料とか、各種の調査統計資料類、それに教養上、産業指導上、生活改善上利用できるような教具教材等も豊富に備えておき、同時に体育レクリエーション、娯楽用具等も備えて、郷土の人達が常時教養を高め得るような環境を整備し、その施設を中心として、いろんな講演会、講習会、討論会等も開いて市民教育に資するようにしたい。また、ここを中心として、地域社会にあらゆる文化機能を統合し有機的な活動をするようにしたらよからうということになったのであります。

しかも、その運営はあくまでも民主的にならなければならない。つまり民衆の手による民衆のための、民衆の施設でなければならない。そのためには住民各層の代表者を民主的に選んで運営審議会のようなものを作り、その人々の意見を中心として運営するようにしたら、ほんとうに民主的な施設にもなろうし、民衆の要望にもとづいた施設ともなろうと考えたのであります。

しかし、この構想に落つくまでは随分検討もしましたし、時日をも要しました。ことに当時は占領下であり、ほとんど一切総司令部の命によって動き、日本側の企画にもとづくものなど考えられなかった時代なので、一般に公表されるまでが大変でした。最初文部省としてこの構想を総司令部に相談に行きましたところ（当時寺中社会教育課長）、終戦前の町内会、部落会の復活を企てるものと誤解され、容易に真意を理解してもらえませんでした。

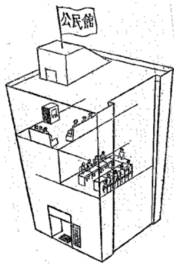
このような紆余曲折を経、ようやくにして総司令部の了解も得、公民館という名称の下に文部次官通牒の形で公表されましたのが、昭和21年7月5日、終戦後11ヵ月、新憲法公布に先立つことまさに4ヵ月でありました。

48

「公民館図説」より

（1954年、寺中作雄監修・小和田武紀編著）

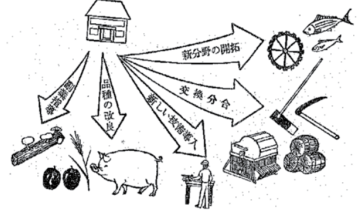
民主的社会教育機関です



村の茶の間です
親睦交友を深める施設です



産業振興の原動力です



民主主義の訓練場です



文化交流の場です

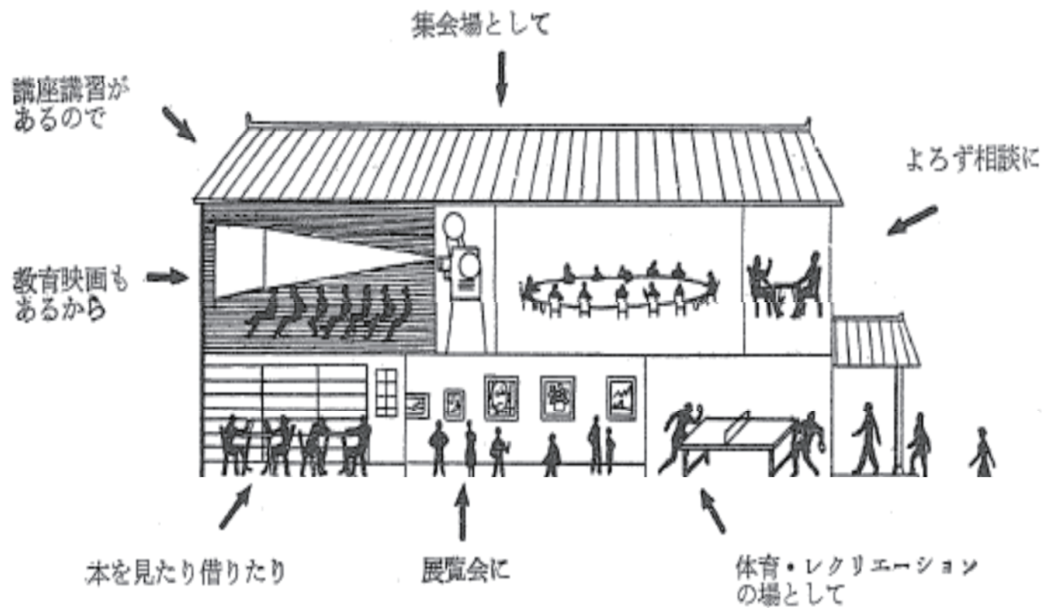


郷土振興の機関です



49

公民館の事業(1)



公民館はいろいろな文化的な施設や設備を整えて一般の人々に開放しております。

50

公民館の事業(2)



公民館は人々が来るのをいつも待っていません。積極的に人々に働きかけて地域文化の向上につとめます。

51

公民館、図書館に関するガイドラインの策定

公民館、図書館の全国組織が、閉館の前提となる感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したガイドラインを令和2年5月14日に策定（公民館はR2/5/25及び10/2に改訂、図書館はR2/5/26及びR3/2/26に改訂）

▶ 全国公民館連合会



公益社団法人 全国公民館連合会
公民館がひらく日本の未来

このページを見る

ホーム | 各種情報 | 公民館紹介 | 月刊公民館 | 資料紹介 | 団体概要

公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

新型コロナウイルスの対応に伴う公民館運営に関するガイドラインを作成しました。
《最新版》2020.10.2改訂版

お知らせ	【2020.10.2】ガイドライン改訂のお知らせ
ガイドライン	【2020.10.2改訂】公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン ※冒頭、前角開きの「感染減少策の視座確立について」は特
参考資料	【内閣府】新型コロナウイルス感染症対策推進室長 【5月11日事務連絡】「11月未までの罹物の調査制限等」に

<https://kominkan.or.jp/>

▶ 日本図書館協会



日本図書館協会
Japan Library Association

日本図書館協会の見解・意見・要望

ホーム | JLAについて | 図書館について | 部会 | 委員会

新型コロナウイルス感染症への図書館の対応事例

図書館の再開について
〈日本図書館協会〉
図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(2020.5.14公表)
『読者名簿の作成』の運用に関する補足説明(2020.5.20公表)
図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(2020.5.20注記表示を追加)
図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(2020.5.26更新版)
図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン(2021.2.26更新版) *最新
基本的事項の決定と実施の確認に関するチェックリスト(2021.2.26)

<https://www.jla.or.jp/>

公民館における取組①

▶ 情報コンテンツを活用した取組

オンライン講座

公民館で行われていた健康体操教室や
休校中の子どもの運動不足解消を目的
としたキッズヨガ等の講座を**オンライン会議アプリ「Zoom」**
を活用して地域住民へ配信。



動画配信

動画共有サービス「YouTube」を活用し、
公民館講座(ストレッチ、工作など)や
マスクのお手入れ・洗ひ方、料理紹介等、
様々なテーマの動画を配信。



動画を一時停止したり、繰り返しみたり
受講者のタイミングで視聴できる。

ケーブルテレビ

公民館講座(絵手紙、写真の撮り方など)を
地域での世帯加入率の高い**ケーブルテレビ**に
協力を依頼し、番組を作成し放送。

インターネットが苦手な方でも気軽に
受講できる。




さいたま市のe公民館(おうち公民館) ~いつでも どこでも どなたでも~

いつでも どこでも どなたでも、公民館の機能を気軽に利用できるよう、市民活動
の推進と市民参加の促進策として、開始いたします。
※、e公民館(おうち公民館)とは、Sakuraiと「良い心入り」を合わせた愛称の公民館で
す。
-オンライン講座の配信をクラウド基盤と連携をいたします。 (詳しいスケジュール
はYouTubeをご覧ください)

e公民館(おうち公民館) のオンライン講座

おうち公民館 ストレッチ
- オンラインで実施
講師: ボクノイカレナール 師範: 渡辺 真 さん

親子で楽しむおうち公民館(おうち公民館) (動画)
- オンラインで実施
講師: さいたま市市民活動推進課 師範: 渡辺 真 さん

親子で楽しむおうち公民館(おうち公民館) (動画)
- オンラインで実施
講師: さいたま市市民活動推進課 師範: 渡辺 真 さん

さいたま市e公民館(おうち公民館)

公民館における取組②

▶ 高浜町立和田公民館（福井県）

対面式とオンラインの両面で講座実施

閉館を余儀なくされた令和2年4月は、オンラインで講座を実施した。**現在、オンラインと対面式を並行でも実施。**その講座は、「健康体操教室」「認知症予防体操教室」「ぼかぼか元気体操教室」など。今後も、感染状況や住民ニーズに応じて様々な講座を実施する予定。



対面とオンラインの両面で実施した「健康体操教室」の様子

普段参加できない人（福祉施設から）もオンラインで参加



オンライン体操教室の様子
（福祉施設からも参加）

オンラインで実施したことにより、「体操教室」は、**町内の二か所の福祉施設からオンラインで参加**もある。オンラインと対面の両面での講座実施は、新型コロナウイルス収束後も需要があると考えており、今後も、体操教室などで「オンライン講座」を継続的に実施し、より幅広い年代、地域の人々と繋がれる公民館を目指す。



54

公民館における取組③

▶ 神奈川県平塚市立松原公民館 【第73回優良公民館表彰 受賞館】

子どもの居場所づくり(談話室の開放)

松原公民館では、地域の方を中心に**誰もが気軽に集える公民館**を目指しており、その一環として**談話室を自由に利用できる**部屋として開放している。

談話室では、**放課後に子どもたちが宿題をしたり交流をしたり**、また、公民館には多世代の幅広い住民が集まるので、世代間の交流にも行われている。

談話室の他に夏休みには、公民館1階の会議室を勉強・宿題をするために開放しており、多くの子どもたちが利用している。



談話室で学習する子どもたちの様子



感染対策を徹底

子どもの社会的孤立などの解消

新型コロナウイルスの影響が続く状況でも居場所を確保

公民館が地域の居場所としての役割を継続的に果たせるように、令和2年6月以降は、活動内容・利用制限、利用ルールを設定し、**感染症対策を徹底しながら、開館を継続**した。

感染状況等により、中止とした公民館事業もあったが、人数制限などの条件付きで談話室の開放を継続し、**新型コロナウイルスの影響が続く状況でも、子どもたちが集う居場所を確保**した。



55

公民館における取組④

施設を活用した取組

子ども食堂

多くの子ども食堂が閉鎖中、これまでの会食形式から弁当を配布するスタイルへ変更した上で活動を継続。

地域に根差し、人が「つどう」公民館としての活用。

除菌水等の配布

公民館を除菌水や手作りマスクなどの配布場所として活用。



佐賀子ども食堂(佐賀市勤興公民館)

その他の取組

館報や公民館だより

マスクの作り方やおもちゃづくりなど、館報や公民館だよりを活用し、広く地域住民に情報等を提供。



再開に向けた取り組み

施設利用再開に向けて、利用時の留意事項などを市のゆるキャラによる実演動画を作成し、公開。



56

家庭教育支援の推進について

1. 家庭教育の位置づけ

○ **家庭教育は、すべての教育の出発点**であり、**父母その他の保護者が子供に対して行う教育**。子供の豊かな情操、家族を大切に思ふ気持ちや他人に対する思いやり、命を大切に思ふ気持ち、善悪の判断などの基本的倫理観、社会的なマナーなどを含め、**子供の基本的な生活習慣や自立心の育成、心身の調和のとれた発達を図る上で重要な役割**を担うもの。

◆教育基本法(平成18年法律第120号)(抄)

(家庭教育)

第10条 **父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するもの**であつて、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、**家庭教育の自主性を尊重(※)**しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

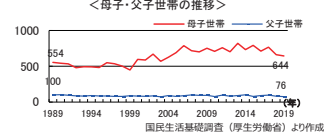
(※ 家庭教育支援に当たっては、**個々の家庭における具体的な教育の内容や方法は、各家庭(保護者)が決めるものであることに留意**)

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

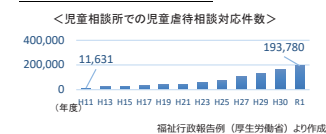
第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、**相互の連携及び協力に努めるものとする**。

2. 家庭教育を取り巻く状況

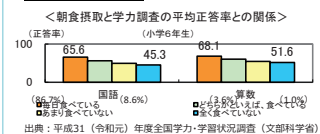
○ 共働き家庭やひとり親家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化
する中、子育てに悩みや不安を持つ保護者も多く
**地域全体で家庭教育を支える体制を構築する
ことが必要**。



○ 家庭環境が多様化し、様々な課題や複雑な
事情を抱える家庭が増加する中、児童虐待など、
子供たちの健やかな育ちをめぐる課題が懸念され、
**真に支援が必要な家庭に寄り添い届ける支援
(アウトリーチ型支援)が必要**。



○ 子供の生活習慣の乱れが、学習意欲、体力、
気力の低下の要因の一つとして指摘されており、
十分な睡眠、バランスの取れた食事、適度な運動
など、**子供の健やかな成長には、規則正しい生活
習慣の確立が必要**。



3. 文部科学省における主な取組

- **地域の実情に応じた家庭教育支援(アウトリーチ型支援を含む)の取組(※)への財政支援**
(※ 地域において家庭教育支援を担う人材の養成、「家庭教育支援チーム」の設置、様々な支援活動の実施等)
- **家庭教育支援に関する効果的な方策の調査検討・全国的な普及啓発**
- **「家庭教育支援チーム」の設置促進**(文部科学大臣表彰等)
- **「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進** 等

57

背景・課題

- 家庭教育支援を効果的に行うため、子育て家庭の属性を踏まえたきめ細かな調査・分析が必要。
- 家庭教育支援チームの設置地域に偏りがあり、チームの組織化のノウハウのない自治体もあるため、チームの組織化や人材の確保・養成等のノウハウを集約して、いつでも利活用できる家庭教育支援システムの構築が必要。
- 保護者の不安や悩みを解決できる人材の確保が課題と感じる自治体が多いため、民間(NPO等)等のノウハウの活用・連携も視野に入れた、対策が必要。

骨太の方針2021(令和3年6月18日閣議決定)

- ・ 支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう(略) **子供や家庭の支援体制を充実強化**する。
- ・ 官・民・NPO等の取組の連携強化の観点から、各種相談支援機関、NPO等の **連携の基盤となるプラットフォームの形成を支援**し、人と人とのつながりを実感できる地域づくり

事業内容

家庭教育支援推進のための検討委員会の開催(国直轄：継続)
[2百万円]

社会の変化に応じた家庭教育支援について、有識者等で構成する検討委員会を設置し、効果的な支援策の検討を行う。

全国家庭教育支援研究協議会の開催(国直轄：継続)
[2百万円]

家庭教育支援に関する効果的な方策を全国に普及啓発するため、
・優良事例の紹介や、効果的な連携方策の共有
・家庭教育支援チーム、家庭教育支援員の研修・交流の場を設定

- 事業開始：平成29年度～

家庭教育支援推進のための調査研究の実施(委託：拡充) [38百万円]

- ① **家庭教育についての保護者へのアンケート調査**
アターコロナ下の保護者の状況やニーズを把握するため、家庭の属性(所得、雇用形態、学歴、地域、ひとり親、外国籍等)を明らかにし、きめ細かく実態を把握するアンケート調査を実施。
- ② **家庭教育支援チームの充実のための調査研究の実施**
 - (1) **家庭教育支援システム構築のための調査研究**
全国の家庭教育支援チームのノウハウ(人材養成・確保等)を集約・データ化し、時間的・地理的制約によらず利活用できる家庭教育支援システムの構築のため、調査研究を実施。
 - (2) **民間による家庭教育支援の調査研究**
民間(NPO)等による家庭教育支援の取組と自治体による家庭教育支援チームとの支援手法や人材、費用等の比較分析を行う調査研究を実施し、家庭教育支援チームの改善・充実を図る。

アウトプット(活動目標)

- ・ 研究結果の共有・普及、支援員の交流の場として全国協議会を開催。
- ・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム(成果目標)

- 初期(令和6年頃)
支援チーム未設置県が解消され、各都道府県内でのチームの横展開が加速化。
- 中期(令和8年頃)
全市区町村に支援チームが設置され、その半数でアウトリーチ型支援が実施されることで、保護者の不安や課題等への早期対応が可能に。
- 長期(令和14年頃)
全国でアウトリーチ型支援体制が整備され、身近な地域に子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。(R2:28.1%)

インパクト(国民・社会への影響)

- ・ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの健やかな育ちを支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境に子供たちの育ちが左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

地域における家庭教育支援基盤構築事業

(「学校を核とした地域力強化プラン」事業)

【補助率】

国	1/3	令和4年度予算額(案) 75百万円 (前年度予算額 75百万円)
都道府県	1/3	
市町村	1/3	

背景・課題

- 約7割の保護者が子育てに悩みや不安を抱えている
- 地域において子育ての悩みを相談できる人は約3割
- 不登校の増加(約13万人)、家庭の孤立化による児童虐待(約20万件)のリスク増

- ① 身近な地域において、保護者の悩み・不安を解消できる家庭教育支援チームを構築する必要がある。
- ② 家庭教育支援チームにおいて、3～4割がアウトリーチ型支援を実施しているが、人材・予算の確保が課題となっている。

骨太の方針2021(令和3年6月18日閣議決定)

- ・ 児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう(略) **子供や家庭の支援体制を充実強化**する。
- ・ (孤独・孤立対策) **アウトリーチ型支援体制の構築(略)**の取組を推進する。

事業内容

家庭教育支援に関する推進体制の構築

<主な内容>

- **家庭教育支援に関わる地域の多様な人材の養成**
・ 子育て経験者や元教員、民生委員・児童委員、保健師等、地域の多様な人材の参加を促進
- **家庭教育支援員等の配置**
・ 小学校等に家庭教育支援員を配置するなど、身近な地域における家庭教育支援の体制強化
- **「家庭教育支援チーム」の組織化**
・ 地域における家庭教育支援が継続的に実施できるようチームの組織化

家庭教育支援に関する取組の実施

<主な内容>

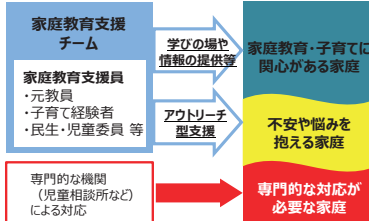
- **保護者への学習機会の効果的な提供**
・ 就学時健診や保護者会など、多くの保護者が集まる機会を活用した学習機会の提供
- **親子参加型行事の実施**
・ 親子の自己肯定感や自立心などを養成するため、親子での参加型行事やボランティア活動、地域活動等のプログラムを展開
- **家庭教育に関する情報提供や相談対応**
・ 悩みを抱える保護者、仕事で忙しい保護者など、様々な家庭の状況に即した、家庭教育支援チーム等による情報提供や相談対応を実施

- 事業開始：平成27年度～

真に支援が必要な家庭への対応(アウトリーチ型支援)(児童虐待防止等)

- **家庭教育支援員等に対する研修**
・ 子供の健やかな育ちをめぐる課題への対応(虐待防止等)などに関する研修の実施

- **保護者に寄り添うアウトリーチ型支援**
・ 育児に周囲の協力が得られにくい家庭等、真に支援が必要な家庭へ個々の情報提供や相談対応等、保護者に寄り添う支援の実施



アウトプット(活動目標)

- ・ 家庭教育支援チームを1000チーム設置。
- ・ チームの半数がアウトリーチ型支援を実施。

アウトカム(成果目標)

- 初期(令和6年頃)
支援チーム未設置県が解消され、各都道府県内でのチームの横展開が加速化。
- 中期(令和8年頃)
全市区町村に支援チームが設置され、その半数でアウトリーチ型支援が実施されることで、保護者の不安や課題等への早期対応が可能に。
- 長期(令和14年頃)
全国でアウトリーチ型支援体制が整備され、身近な地域に子育ての悩みを相談できる人がいる保護者の割合が改善する。(R2:28.1%)

インパクト(国民・社会への影響)

- ・ 家庭・学校・地域の連携・協力の下、社会全体で子供たちの健やかな育ちを支える環境を構築。
- ・ 保護者の子育て環境に子供たちの育ちが左右されることがなくなり、不登校・児童虐待の減少、少子化の改善へ。

(参考) 家庭教育支援等に関する手引き・事例集等

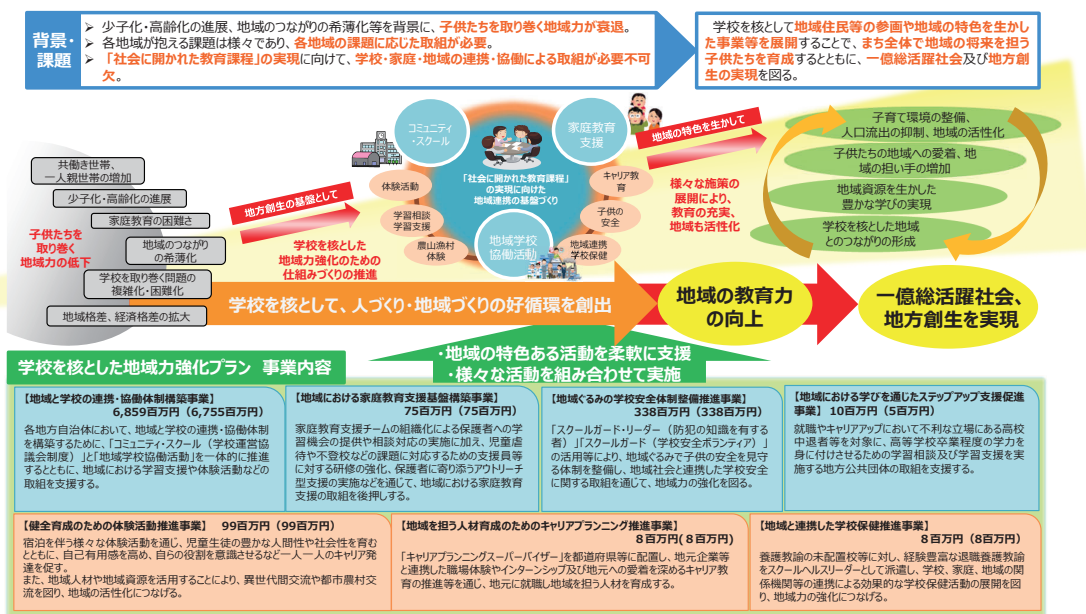
- 「家庭教育支援チーム」の手引き (平成30年11月文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1410457.htm
- 訪問型家庭教育支援の関係者のための手引き (平成28年3月文部科学省)
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/icsFiles/afieldfile/2016/03/28/1368962_02.pdf
- 地域の実情に応じたアウトリーチ型家庭教育支援の取組事例について (令和3年2月文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/mext_00002.html
- 「家庭教育支援チーム」文部科学大臣表彰(表彰活動) ※平成29年度より隔年で実施。令和3年度も実施予定。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1401995.htm
- 児童虐待への対応のポイント(手引き) (令和元年8月文部科学省(令和3年3月一部改訂))
https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/katei/1420751.htm
- 体罰等によらない子育てを上げよう! (令和2年3月厚生労働省)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/taibat_u.html



60

学校を核とした地域力強化プラン

令和4年度予算額(案) 7,446百万円
 (前年度予算額) 7,338百万円



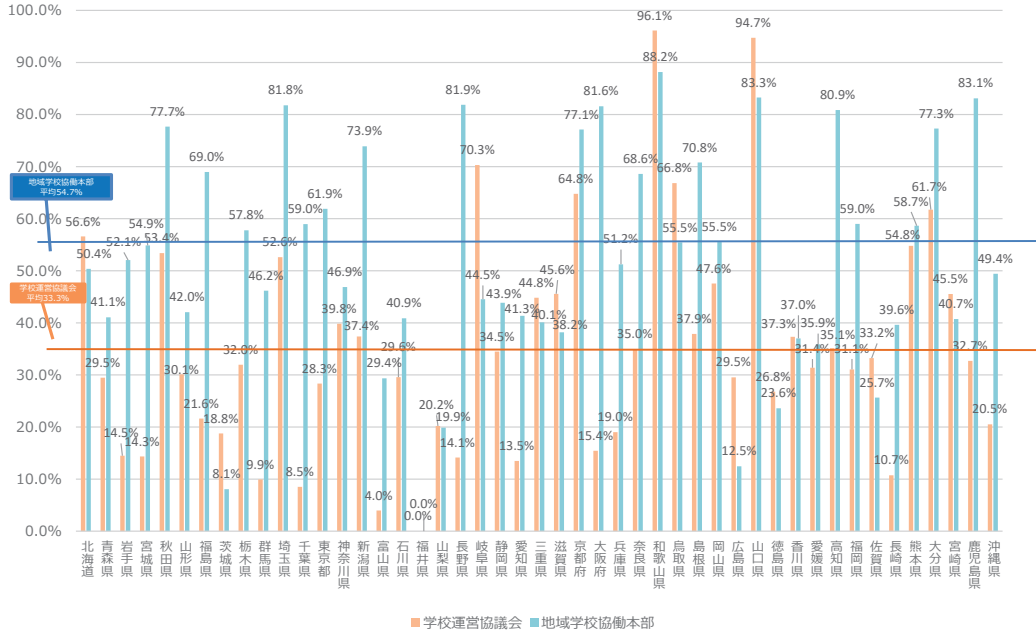
➡ 学校を核とした地域力強化・将来を担う子供たちの育成を通じて、一億総活躍社会、地方創生を実現

61

コミュニティ・スクールの導入率と地域学校協働本部の整備率

(都道府県別・全学校種)

コミュニティ・スクールを導入している公立学校数 : 11,856校 (幼稚園: 276, 小学校: 7,051, 中学校: 3,339, 義務教育学校: 95, 高等学校: 805, 中等教育学校: 4, 特別支援学校: 286)
 地域学校協働本部が整備されている公立学校数: 19,471校 (幼稚園: 553, 小学校: 12,570, 中学校: 5,625, 義務教育学校: 101, 高等学校: 435, 中等教育学校: 2, 特別支援学校: 185)



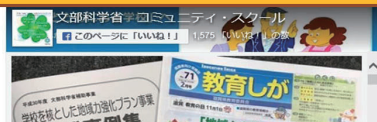
※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外
 ※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査 (2021年5月1日現在 (地域学校協働本部は年度内の予定を含む))

「学校と地域でつくる学びの未来」ホームページ

これまでより掲載していた地域学校協働活動に関する情報の他、コミュニティ・スクールに関する情報、企業・団体等の教育プログラムに関する情報等を本ページに集約したほか、ホームページを御覧になられる方 (自治体、学校関係者、保護者・地域の方、企業・団体関係者) ごとに必要と思われるコンテンツをまとめて掲載しております。

未来を担う子供たちの豊かな学びや成長を支えるためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働することが重要です。本サイトでは、国の取り組み、地域と学校が連携・協働した事例、企業・団体・大学等の方学校と協働するためのツール、イベントの情報、等を掲載しています。

<https://manabi-mirai.mext.go.jp/> もしくは“学び未来”で検索



コミュニティ・スクール、地域学校協働活動に関するパンフレット等

- ◇ **これからの学校と地域**
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進していくための基本的な考え方について分かりやすく解説しています。



- ◇ **学校運営協議会設置の手引き**
(令和元年度版)

コミュニティ・スクール導入を目指す教育委員会事務局や学校管理職向けのガイドブックです。
導入にあたって必要な準備や運営のポイント等を詳しく解説しています。



- ◇ **地域学校協働活動の推進に向けたガイドライン**（参考の手引）

教育委員会における、地域学校協働本部の整備、地域学校協働活動推進員等の確保・質の向上、学校・地域住民に対する情報提供、安全・安心な活動の推進といった事項について、様々な地域における先進的な事例の紹介も交えて示しています。

